

いたしました議会運営委員会の結果について御報告申し上げます。

まず日程でございますが、新たに追加された議案はなく、今定例会で付託した案件と請願、陳情等の審査報告であります。

日程の順序につきましてはお手元に御配付のとおり各委員会から提出されました審査報告を付託の順によりお願いすることといたしました。なお、日程第二十三及び日程第二十四については一括上程することに議運としては決定をいたしておりますので、よろしく願います。

次に全員協議会でございますが、理事者からの申し入れと議会側としても予定がありますので、本日の本会議終了後と開催することといたしました。

以上でございますが、定例会最終日でありますので、本日の会議が円滑に運営されますようお願いします。報告いたします。

○議長(森田治男君) ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしく願います。

○議長(森田治男君) これより日程に入ります。

日程第一議案第四号「福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(総務委員長 井上寅吉君登壇)

○総務委員長(井上寅吉君) 御指名がございましたので、議案第四号につきまして委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。
(議案審査報告書) 別添参照

まず本案の内容説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、この引き上げ額はどういう根拠で決めたかとの質疑がありまして、西多摩医師会と西多摩地区の九カ市町村の代表との協議により医師会の要望より低目の額になっているとの答弁がなされました。

また、委員より、他地区の医師会の状況はどうかとの質疑に対し、国の入件等のアップ率等検討し、状況と判断しながら決めるが、他地区と比較して西多摩

地区は低目に抑えてある。二十六市の資料は持つていないが、今後、どういったものも
参照にしながら要望を出したいとの答弁がなされました。

さらに委員より、学校医で兼務をされている方があるかとの質疑があり、耳
鼻科医は二人で兼務してもらっている。しかし、ほかはないとの答弁がなされました。
その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと
決定をした次第でございます。

何とが当委員会の報告により御決定くださいますようお願いを申し上げて
審査報告とさせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第四号について採決いたします。

本会に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会には委員長の報告のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第四号は、委員長の報告

のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) 日程第二議案第二十二号 福玉市ウ一般職の職員の給与に関する

条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本会については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を
願います。

(総務委員長 井上寅吉君登壇)

○総務委員長(井上寅吉君) 御指名によりまして議案第二十二号につきまして委員会

における審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査の報告書の朗読につきましては省略とさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

議案内容について説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、今後のラスパイルスの関係とどう対処するかとの質疑があり、これに対し理事者より、給与体系については長い歴史もあり、ワリ制度の廃止や職務給への移行等は正に努める。また、今回は他市に比べ低率に抑えラスパイルスを節減せしめていくための第一歩と認識し、精進の改正案をお願いしたわけで、今後、目標達成に努力しなければならぬが、国と当市の給与表の差や国家公務員の給与改定の動向によつて条件も違ふと思う。職務給を導入しようと思つて認識し、給与改正に全力を挙げてやっていきたい、このような答弁がなされました。

さらに委員より、責任ある部課長と係長職との間差が四千円程度というのは民間では到底考えられない。努力も最大限発揮し、市民のためのサービスをした職員が相応の給与を得るという能力主義の考え方でないと市民の納得を得られないと思う。そういうことで今後努力をお願いしたいとの意見もありました。

お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第であります。

何とかが当委員会へ報告となり、御決定くださいますよう、お願いを申し上げて、審査報告とさせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第二十号について採決いたします。

本案に對する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第二十号は、委員長の

報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君)

日程第三議案第五号、福生市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会と審査を付託してありますので、委員長から報告

を願います。

(総務委員長 井上寅吉君登壇)

○総務委員長(井上寅吉君) 御指名がございましたので議事第五号につきまして委員

員会における審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読につきましては省略をさせていただきます。

(議事審査報告書) 別添参照

議事内容の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、この対象者は現在何人いるか。また具体的に補償の内容を教えてほしいとの質疑があり、当市における該当職員は教育委員、選挙管理委員、農業委員等で、補償基礎額は七千円、医師関係は一万五百三十円、その他六千円となっており、公務上死亡した場合の遺族補償年金額は、遺族の一人の場合、補償基礎額に百五十三を乗じて得た額が支給され、対象人数は延べ四百七十六人と見ているとの答弁がなされました。

さらに委員より、第十六条の福祉施設について説明してほしい。また、この施設

について委託をするのか。例えば郡道府県等でそういうものを設ける動きはあるかとの質疑に対し、特に資金の支給の方法について本文が整備され、動きについてはあるかどうかはわからないが、今知る限りでは民間の合合施設を使っていたかといふような方になるのではないかと答弁がなされました。

その後、お諮りいたしましたところ全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第でございます。

何とぞ当委員会の報告により御決定くださいますようお願いを申し上げます。

審査報告とさせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議事第五号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本日は委員長の報告のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」とやぶる者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第五号は、委員長
の報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) 日程第四議案第六号 福生市税賦課徴収条例の一部を
改正する条例を議題といたします。

本日はついでに総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報
告を願います。

(総務委員長 井上寅吉君登壇)

○総務委員長(井上寅吉君) 御指名がござりましたので議案第六号につきまして委
員会における審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読につきまして省略をさせていただ
きます。

(議案不審査報告書) 別添参照

まず内容説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、国勢調査で人口が五万人を超えたための改正というところが国勢調査の
年ごとに基準を超えていくかという質疑に対し、地方税法に定める人口ランク、五万
人から五十万人未満のランクとなったため引き上げようとするわけであり、都市施設の
整備や生活環境の整備をする上でその経費の一部を均等に負担し合うという
性格もあり、多くの市民が行政サービスを受けられるようにすることだと思ふ。今回、
当中と稲城中が改正し、二十六市では秋川を除きすべて均等が二千円となった。こ
うな答弁がありました。

さらに委員より、こうした市民の負担が重くなることは賛成しかねるとの発言も
あり、起立しよう採決いたしましたところ賛成多数で原案のとおり可決すべきもの
と決定した次第であります。

何とぞ当委員会の報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます
審査報告とさせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で委員長の報告は終りました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

○十一番(原 敏子君) 委員長報告に質問 いたしたいと思います。

今、委員長報告の中でも何か郡中施設整備の充実だと、多くの市民が行政サービスを受けるといふことで均等割が五万人以上になったといふことも含めて、これがこういふふうになるんだといふふうなことがありましたけれども、具体的に当市における郡中施設の整備だと、多くの市民の行政のサービスといふ具体的なものが、そういう質疑がありましたでしょうか。

○七番(井上寅吉君) はっきりしためは、ごういまでした。

○十一番(原 敏子君) はっきりしたといふことが、ううとわからぬ人ですけれども、そういう質疑があったか、なかったかだけ。はっきりというわけがあったというふうに考えていいのか、そこらがよくわからぬので……。

○議長(森田治男君) 暫時休憩いたします。

午前十時十七分 休憩

午前十時十八分 開議

○議長(森田治男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○七番(井上寅吉君) そういう質疑は待たせていませんでした。

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第六号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本日は委員長の報告のとおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田治男君) 起立多数であります。よって議案第六号は、委員長長の

報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) 日程第五議案第七号 福生市の緑を守り育てる条例の一部

を改正する条例を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 木村徳藏君登壇)

○建設委員長(木村徳藏君)

御指名をいただきましたので議案第七号福生市の緑を守り育てる条例の一部を改正する条例につきまして審査報告をさせていただきます。

なか、お手元に御配付されております審査報告書の朗読は省略させていただきます。
(議案不審査報告書)別添参照

まず審査に当たって理事者より内容説明を受けた後、質疑に入りました。質疑の主なものとして、条文中に落ち葉については十分に理解を示さなければならぬと規定する理由。また固定資産税が課税されてない土地とあるが、借地人の場合の解釈について発言があり、これに対して、地中で奨励金の受領を理由に、近隣の人から落ち葉の掃除を要求された事例があり規定とした。奨励金は借地人でも対象となれば交付するものである。

このような答弁の後、お諮りいたしましたところ全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げ、審査報告といたします。

○議長(森田治男君)

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

以上で質疑を終わります。

これより議案第七号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決すること、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

御異議なしと認めます。よって議案第七号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君)

日程第六 議案第八号福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

○厚生委員長(赤星行人君) 御指名をいたさしたので議案第八号について審査報告をさせていたさす。

(議定不審直報告書) 別添參照

また滞納が幾らあつても申請があればその場で支給してゐるなどの質疑があり、給付費を出すときに被保険者の方と接触するので、その都度徴収台帳等を見て滞納のある方については納税についての御協力としてもらつてゐるとの答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した。

何とぞ当委員会報告どおり決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせて頂いた下さいます。

これより委員長の報告に對する質疑を行います。

れども、今、委員長報告の中に滞納者の問題が質疑があったというふうに向い
ました。それで、滞納があった場合には台帳を見てそこで指導をするというふうな答弁が
あったというふうに向いましたけれども、具体的には滞納があつても支給をしているという意
味合いで今の質疑の中の理事者側の答弁があつたというふうな理解をしてよろしいで
しょうか。つまり滞納があつても支給はしているんだと。しかし、そこで指導をするとして払つて
もらうようにしてまずという意味なのか、それとも滞納者にはちやうと払えないけれども、まず
払つてもらうというふうな意味での理事者の答弁だったのかということについてはどのような
理解をしたらいいかというところを伺つておきたいと思ひます。

- 375 -

- 374 -

第一番目にかつしゃつたふくに解説していただいて結構です。以上です。

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第八号について採決いたします。

本会に付する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会には委員長の報告のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第八号は、委員長が

報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) 日程第七 議案第九号 福生市国民健康保険税条例の

一部を改正する条例を議題といたします。

本会については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 赤星行人君登壇)

○厚生委員長(赤星行人君) 御指名をいただきましたので、議案第九号について審査

報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付されております審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本会審査に当たつて理事者より詳細な内容説明を受けた後、質疑に入りまして、委員より、他市の保険税率の改定状況についての資料要求があり、これに対する理事者の資料説明があった後、委員から、均等割にウエートを置いたアップ率になつた根拠についての質疑があり、理事者より、部費の補助交付要綱が一つの基本的な要素としてあり、その中で調整されるため各保険者もそういうことを配慮しながら改正案をつくつていくとの答弁がありました。

また来年度以降も一〇%台の税率アップをしていかなければならぬ根拠についての質疑があり、その原因としては国の調整交付金の三分の一の減額という状況があったわけだが、来年度においても当初予算編成に当たり調整交付金は補助しない方針が示され、また東京都のマイナス調整、医療費の増等により年々一〇%台で改正

していただきたいと答弁がありました。

また本会議で指摘のあった都のペナルティの問題に対する中、今後の対応についての質疑があり、それに対し理事者より、これについては現在市長会等がペナルティを科さないよう運動しており、また国の配分金については本会議最終日の二十四日ごろまでに情勢がわかるのではないかと思いますので、わかり次第議会に相談したい旨答弁の後、お諮りいたしましたところ異議があり、起立により採決しましたところ賛成多数で本会を原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告となり御決定くださいますようお願い申し上げて、審査報告といたします。

○議長(森田治男君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

○十二番(遠藤洋一君) 一点だけ質問をしたいと思います。今の委員長報告の中で本会議案第九号に関する反対意見というのは御紹介いただいたんですけれども、賛成意見というわけはどういう形で出たかということと伺いたしたいと思います。

○議長(森田治男君) 暫時休憩いたします。

午前十時三十分 休憩

午前十時三十分 開議

○議長(森田治男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○五番(赤星行人君) ただいまの遠藤議員の質問にお答えいたします。

特にございませんでした。

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。反対者、十一番原敏子君。

(十一番 原 敏子君登壇)

○十一番(原 敏子君) 議案第九号福生市国民健康保険税条例の一部を改正する

条例について反対討論を行います。

この条例の改正は昭和五十九年十月の退職者医療制度の導入により国庫補助金の削減と東京都の二十三区並みの税の徴収指導により行われるものであります。